

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

平成26年分確定申告が始まります 2

町内の話題 ズームアップ 6

平成27年成人式

シリーズ

心と体の健康シリーズ 8

ふれ愛くらぶ 10

復興だより Vol.27 12

災害復興情報 14

暮らしアラカルト 16

インターナショナルデイズ2015 ブラジル ほか 24

復興への希望を胸に 成人式開催

1月11日、七ヶ浜国際村で成人式が行われ、211名の新成人が出席しました。

新成人たちは、町の復興を誓い新たな一歩を踏み出しました。

(関連記事 6ページ)

2015 **2** | vol.520
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

平成26年分 確定申告が始まります。

税金には所得税・消費税・固定資産税などさまざまな種類があり、私たちにはこれらの税金を納付する義務があります。

その中でも確定申告は、所得税の税額を確定するため、1月1日～12月31日の1年間に所得のあった方が所得税と復興特別所得税の額を「申告納税」する、または、納め過ぎた所得税と復興特別所得税の「還付申告」をする事務処理のことです。原則、翌年の2月16日～3月15日に行われます。この申告により、住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等が算定されます。

平成26年分の確定申告の役場での受け付けを、2月16日（月）から3月13日（金）まで行いますので、忘れずに申告を済ませましょう。

今回の特集では、確定申告について皆様にご紹介します。

●確定申告が必要な方は？

一般的に漁業者等の個人事業主（自営業）の方は確定申告が必要となります。しかし、給与所得者、いわゆるサラリーマンであっても確定申告をしなければならない場合があります。

また、会社勤めの方は、源泉徴収といい、会社が社員のその月の給与に基づき所得税の額を計算し、あらかじめ給与から天引きするしくみをとっています。しかし、完全に確定した金額で所得税を計算することは不可能なので、概算で給与から控除し、その精算を年末調整で行い一年間の所得と税額を確定します。

●年金収入のみの方も住民税の申告が必要です

平成23年度の税制改正により、公的年金等の収入額が400万円以下（複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりましたが、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除以外の控除がある場合には、町県民税額に影響が出ることがあります。

●雑損控除の繰越控除について

前年の確定申告において、雑損控除の繰越額がある場合には前年の確定申告書の写し（確定申告後に更正決定された場合はその「所得税の更正通知書等」）を持参の上、繰越控除を受けるようにしてください。確定申告書の写し等を持参しないと繰越控除額が不

明のため繰越控除の適用が受けられない場合がありますのでご注意ください。

なお、繰越控除を受ける場合は、その年中の収入がない場合でも繰越控除を受ける旨の申告が必要となります。

●確定申告で住宅ローン控除の適用を申告する方

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分については、必ず「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

また、2年目以降の適用を確定申告で申告する場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に必ず居住開始年月日等、必要事項を記載してください。

※ ただし、申告期限の3月15日（期限後において個人町民税の納税通知書が送達されるまで）に提出されたものを含む。までに申告をされない場合は、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されませんのでご注意ください。

また、必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用され

ません。忘れずに記載してください。

●年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、個人町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年1月頃に勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の（摘要）欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方で、（摘要）欄に記載がない場合は、勤務先の給与担当部署にご確認願います。

※ 必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。必ず源泉徴収票をご確認ください。

●確定申告をしなかったら？

確定申告をするかしないかは申告者自らが判断して申告納付することになっていきます。これを自主申告納税制度といいますが、もし申告をしなればならなかった人が申告をしなかった場合には、後日税務署の税務調査が行われ

ます。その税務調査によって無申告であったことがわかった場合、また、申告した金額が少なかったことがわかった場合には訂正しなければなりません。

このように税務署の調査により税金が課されてしまった場合には、罰則が課せられてしまいます。

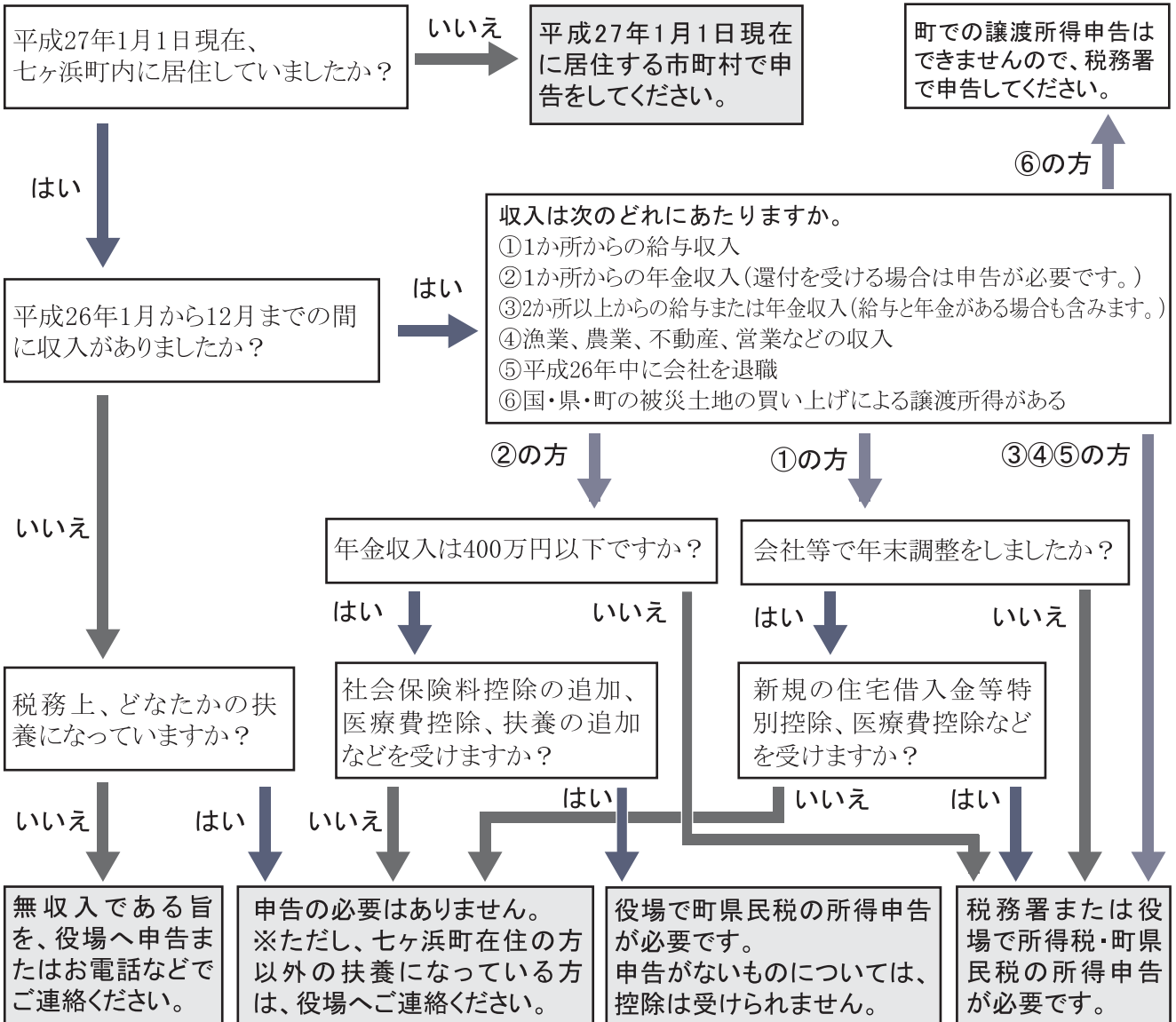
●被災者に対する各種住宅関係補助を受けた方へ

被災者に対する各種住宅関係補助を受けた方（個人・法人）で、確定申告・法人税申告において雑損控除等を受けた方は、修正申告が必要になりますのでお知らせいたします。当初の損失額を算出する際に保険金等で補填される額を損失額から差し引くこととなっており、保険金等の中に補助金も含まれることにより、補助金を受けた方は、雑損控除額が少なくなることによるものです。

また、住宅の修繕及び新築・購入の場合の利子補給補助を受けた方で、住宅借入金等特別控除を受けた方は、取得価格から補助額を差し引いて計算することとなりますので、誤りのないようお願いいたします。

申告が必要か、チェックしましょう！

★スタート★ ※注意 平成27年1月1日に七ヶ浜町内に居住していることが前提です。



町で受け付ける申告の日程

●会場 水道庁舎2階会議室 ●受付時間 午前9時～午前11時30分/午後1時30分～午後4時
 ※混雑緩和のため、地区ごとに期日を指定しております。お住まいの地区で申告できない場合は、予備日をご利用ください。
 また、インフルエンザなどの感染防止のため、来庁時にはマスクを着用するなどのご協力をお願いします。


日時	地区
2月16日(月)	東宮浜 要害 御林
17日(火)	
18日(水)	湊浜 松ヶ浜
19日(木)	
20日(金)	菖蒲田浜 吉田浜
23日(月)	
24日(火)	花淵浜 代ヶ崎浜
25日(水)	
26日(木)	境山
27日(金)	

日時	地区
3月2日(月)	遠山
3日(火)	
4日(水)	汐見台
5日(木)	
6日(金)	亦楽 火力 汐見台南
9日(月)	
10日(火)	予備日 (該当日に申告できなかった方)
11日(水)	
12日(木)	
13日(金)	

申告に必要なものは？

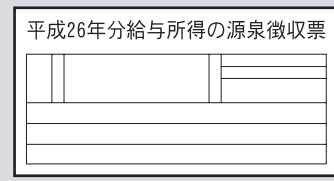
申告には、職業や申告する内容により平成26年分の添付書類(原本)が異なります。事前に確認しましょう。

申告をするすべての方



印鑑(認印可)

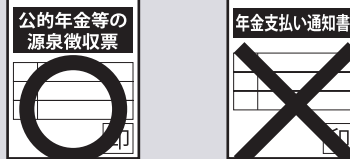
給与所得者の方



平成26年分給与所得の源泉徴収票

源泉徴収票または雇用主からの支払明細書など、収入のわかるもの

年金所得のある方



公的年金等の源泉徴収票

年金支払い通知書

源泉徴収票(還付申告する場合、「支払い通知」では申告できません。ご注意ください。)

営業・漁業・農業・不動産等事業所得のある方



収支内訳書※町では収支内訳書の記入がない方の申告受付はできませんので、あらかじめ作成してから申告してください。

各種保険控除を申告する方



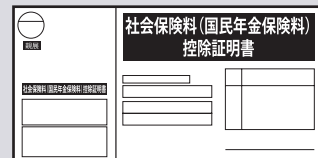
生命保険料控除証明書

生命保険料控除証明書

〇〇生命

生命保険・個人年金保険料支払証明書、地震保険料の支払証明書

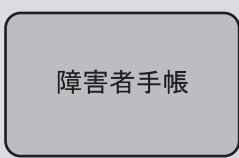
社会保険料控除を申告する方



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等)の領収書、国民年金保険料控除証明書


障害者・勤労学生の方



障害者手帳

各種手帳または証明書

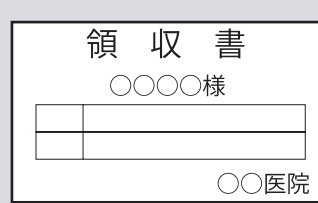
還付申告をされる方



普通預金

源泉徴収票、本人名義の口座番号がわかるもの

医療費控除を申告される方



領収書

〇〇〇様

〇〇医院

医療機関での領収書(総額を計算し、お持ちください。)

所得税・町県民税の申告等のお問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎357-7452

確定申告について税務署からのお知らせ

所得税(譲渡所得を含む)・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告書作成会場の確定申告会場を下記のとおり開設します。

- ところ** マリンゲート塩釜3階「マリンホール」(塩釜市港町1-4-1)
- 開催期間** 2月2日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く。)
- 開設時間** 午前9時～午後4時

※塩釜税務署内には確定申告書作成会場を開設しておりません。申告は確定申告書作成会場マリンホールをご利用ください。

※駐車場には限りがあるため、会場へは公共交通機関をご利用ください。

申告と納税の期限は、所得税・贈与税は3月16日(月)まで、消費税及び地方消費税は3月31日(火)までです。3月に入りますと、会場は毎年大変混雑します。申告は、お早めに。

●インターネットで確定申告！

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」により、所得税・消費税等の確定申告書や青色申告決算書等が簡単に作成できるほか、e-TAXで直接送信もできます。

確定申告に関する一般的なご質問は、電話相談センターをご利用ください。自動音声で、税務署又は電話相談センターにてご案内します。申告手順は、以下のとおりです。

- ①申告データ入力
- ②プリントアウト
- ③塩釜税務署に郵送(〒985-8601 塩釜市旭町17-15)



お問い合わせは、塩釜税務署まで ☎362-2151



zoom-up

1 平成27年成人式

1月11日、七ヶ浜国際村ホールで成人式が行われ、男性109名、女性102名の新成人が出席しました。●渡辺恵太さん(菖)の司会で式は進行され、山田修雅さん(吉・上写真左)と阿部美咲さん(汐・上写真右)が新成人を代表して「今、そしてこれから私たちに何ができるかを新成人全員が考えなければいけないことだと思います。ふるさと七ヶ浜の美しい自然や環境を蘇らせ、次の世代へ受け継いでいくことができよう、力を尽くすことをお約束します。」と誓いの言葉を述べました。



を述べました。



zoom-up 2

今年一年の無火災を願い
消防団出初式を開催



1月2日、「出初式」が役場庁舎前駐車場で行われ、町内各分団の消防団員と女性消防団員、約120名が参加しました。●式では、渡辺善夫町長が「新しい一年が火災等の災害もなく、町民が安全で安心して生活ができるよう、団員の皆様には新たな気持ちをもって任務にあたっていただきたい」とあいさつ。続いて、氏家進消防団長が「消防団員は地域のリーダーとして自覚すると共に、さらなる知識と技術の習得や装備の拡充などに努め、種々の災害等に対して常に万全でなければなりません」と訓示を述べました。団員は、地域住民の安全・安心を守るため気持ちを新たに始動しました。

zoom-up ③
七ヶ浜中学校新校舎落成
記念式典を開催

12月18日、東日本大震災で甚大な被害を受け、改築した七ヶ浜中学校新校舎の落成記念式典を開催しました。●式では、遠藤勝則校長が「大震災から3年9ヶ月が経ち、待望の新校舎での生活を始めることができました。自然豊かな美しきふるさと七ヶ浜、その地に建つ白亜の殿堂七ヶ浜中学校を一層輝かしい学舎とすることを誓います」とあいさつし、生徒会長の渡邊晶さんは「これからも、チーム七中の協力する気持ち、団結する気持ちを大切に、新しい校舎と共に、中学校生活を有意義なものにしていくことをここに誓います」とあいさつの言葉を述べました。



zoom-up ④

代ヶ崎浜で
毘沙門様のお歳取り

12月13日、多聞山で「毘沙門様のお歳取り」が行われ、多くの参拝者が訪れました。●これは、昔毘沙門堂を訪れた旅人が、厳しい寒さをしのぐために湯豆腐を食べたところ、その後病気をしなかつたという言い伝えから始まり、参拝者に湯豆腐が振る舞われ、これを食べると風邪をひかないと伝えられています。また、自宅から持参したお餅2つを毘沙門様にささげ、別の参拝者が供えたお餅を1つ持ち帰ることが慣わしとなつています。●当日は、お餅を持参した参拝者が続々と訪れ、参拝し、湯豆腐を食べる姿が見受けられました。



zoom-up ⑤
遠山保育所に絵本が
寄贈されました

12月4日、遠山保育所で「被災地復興プロジェクト」絵本贈呈式が行われました。これは、サークルKサンクスなどを運営しているユニーグループと花王の共同企画で指定商品1品につき1円を互いに拠出し、被災地の子供たちに絵本を贈り、子供たちの心に夢や力を与えることができればという思いが込められたプロジェクトです。●今回、遠山保育所には68冊の絵本が贈られ、当日、式では、絵本のほか、カレンダーなどが子供たちに贈られました。「たくさんさんの絵本をいただきありがとうございます」と子供たちからお礼の言葉が述べられた後、合唱が披露され、式に花を添えました。



zoom-up ⑥

七ヶ浜国際村でクリスマスイベントを開催

12月23日に七ヶ浜国際村でクリスマスの恒例イベント「ウィンター・スパイラル・サウンド・デイズ2014」が開催されました。●当日はコーヒー、ケーキを楽しみながらライブを楽しめる「サンタカフェ」やドライブラワーアレンジメント、クリスマスカード作りなどのワークショップが行われました。●サンタカフェでは、町内中学校吹奏楽部や七ヶ浜国際村パーカッショングループGROOVE7など6団体が出演し、訪れた観客は演奏に見入っていました。また、ワークショップでは自分だけの作品を真剣な表情で作製するなど、それぞれのクリスマスを楽しみました。



高めよう！免疫力！！ 寒さを乗り切りましょう

まだまだ寒さが厳しい二月です。運動不足になったり、体調を崩したりしてしまいがちです。

元気な身体で冬を乗り切るためには、体の免疫力を高めることが効果的です。今回は、免疫力を高めるためのヒントとなることをお伝えします。

■免疫力とは…

免疫とは、病原体から体を守るために私たち人間に備わっている機能のことです。病気に対する抵抗力ともいえます。健康な体を維持するためには免疫力の強い体をつくるのが大事です。免疫力が低下すると、カゼをひきやすくなったり生活習慣病にかかりやすくなります。

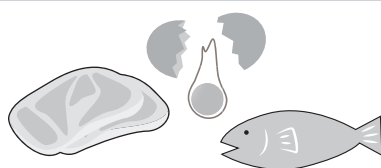
■免疫力と体温の関係…

免疫力と体温には深い関係があります。体を温め血流をよくすると免疫細胞の働きが活発になり、免疫力がアップします。かぜなどで発熱するのは、体温を上げて免疫力を上げようとする身体の防衛反応です。体温は「食べること」と「動くこと」から主に生じます。

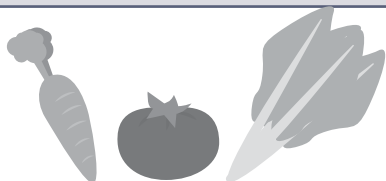
■免疫力を高める食事のポイント



朝食をしっかりとりましょう



毎食たんぱく質をとりましょう（たんぱく質とは、肉、魚、卵、大豆などです）



野菜や果物に多く含まれるビタミンには、免疫力を高める作用があります



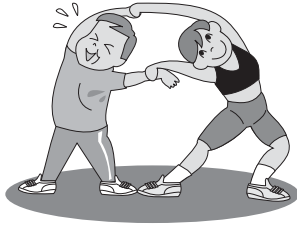
食べ過ぎ、飲み過ぎにも注意しましょう



1日3食決まった時間に、栄養バランスの良い食事をこころがけましょう

■冬場の運動のポイント

運動前に体を慣らそう…



ストレッチやラジオ体操のような軽い運動で体を十分に温める



寒さが厳しい時は、気温が上がるまで運動をひかえる

体温調整・水分補給に心がけて…



最初は暖かい格好で始め、体が温まったら一枚脱ぐなどして、衣類の調節をする



のどが渇く前にこまめに水分補給をする。水分補給は、のどの保湿にもなる

運動後にも注意して…



ストレッチやマッサージなどでクールダウンし、休憩を十分にとる



クールダウンは温かい所で行う

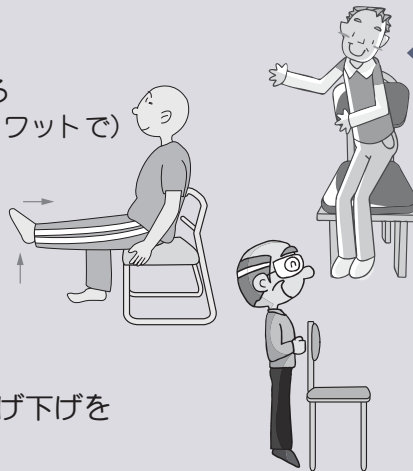


汗の処理や着替えを忘れずにする

■筋力アップ体操を紹介します！！

天候の悪い日は室内での運動をこころがけましょう。
掃除機がけや階段の昇り降り等でもウォーキングと同様の効果があります。

- 立ち座り(太ももとお尻の筋力アップ)
足を肩幅に開きイスに浅く座る
ゆっくりと立ち上がり、ゆっくりと戻る
(余裕があればイスに腰掛けるようにスクワットで)
- 膝伸ばし(太ももの前側)
背中をのびした姿勢で座る
片足ずつゆっくりと曲げ伸ばす
- かかとあげ
イスの後ろに、足を肩幅に開いて立つ
背伸びする要領でゆっくりかかとの上げ下げをする



ポイント

呼吸を止めずに
反動をつけずにゆっくりと
使っている筋肉を意識する
10回くらいでもよい

冬はどうしても外にでるのがおっくうになり、体も体温を保つために皮下脂肪を蓄えやすくなります。その結果太りやすいので、健康管理や健康増進のために、運動は欠かせません。しかし、普段運動をしていない人が、寒い時期に急に運動を始めると、体に負担を大きく与えてしまうので、注意しましょう。

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎ 357-7448



第76回

「メタボリックシンドロームを 予防しましょう！」



誰でも一度は聞いたことのある言葉「メタボリックシンドローム（略称：メタボ）」。ややもすると、体重が多かったり腹囲が大きいだけで「メタボ」だと思える人も少なくありませんが、メタボは内臓脂肪だけでなくいろいろな危険因子が重なった状態をいいます。メタボを理解し、ちょっとした生活習慣の改善で、毎日を健康に過ごせるようにしましょう。

★メタボってなに？

メタボとは内臓脂肪症候群のことです。内臓脂肪（臓器につく脂肪）のつきすぎに、高血糖・脂質異常・高血圧・喫煙習慣の危険因子が重なった状態をいいます。

★なぜ改善しなければいけないの？

内臓脂肪のつきすぎをそのままにしておくと、糖尿病や脂質異常症・高血圧症といった生活習慣病を招き、これらが動脈硬化を進める原因となります。生活習慣病の症状がでる前に防ぐことが大切です。

★予防・改善のポイントは…ずばり、食事と運動です！

●食事のポイント

- ①毎食、主食(ごはん・パン・めん類)主菜(肉・魚・卵・大豆製品のおかず)副菜(野菜のおかず)をそろえて、バランスよく食べましょう。
- ②糖分や脂肪分のとり過ぎに気をつけましょう。
栄養成分表示を上手に活用し「糖質ゼロ」や「脂質カット」「カロリーオフ」を取り入れるのも一方法です。
- ③食べ過ぎないように工夫しましょう。
よく噛んでゆっくり食べたり、食事は繊維の多い副菜から食べると、食べ過ぎを防ぐことができます。

●運動のポイント

- ①日常生活での動きを意識しましょう。
家事をする時も、意識して体を動かしましょう。近所へ行く時は、車よりも徒歩や自転車を使いましょう。
- ②歩数計で1日の運動量を知り、少なかったら歩く時間をプラスしましょう。約10分歩くと1000歩です。
- ③楽しい外出をふやしましょう。
運動が苦手という人は、出かけることも運動です。ウインドウショッピングやスポーツ観戦などで、体を動かすきっかけを作りましょう。



ふれ愛 くらぶ



★子育て支援センターに遊びに来ました

短歌

- 「いさり火」の友は気づかひて老い吾れをし
ずかに見てをり有難きかな 中村さかき
- 古希迎え亡母の口癖なつかしむ「あんだ
も年をとってみる」よと 三嶋 時子
- まな板のボツケ躍るがに背を反らす嘴
みつきそうに大口あけて 大内 和子
- 年末や被災の記憶書家綴る 梅沢 七生
- 今年又冬至南瓜を頂きぬ 小玉 礼子
- にこにこ夕日射し込む花八つ手 森 新一郎

※旧かな使い

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！
持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】
広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
☎357-2117(直通)
fax357-5744(役場代表)
✉kouhou@shichigahama.com

Topics

湊浜地区避難所が完成しました

湊浜地区避難所が1月に完成し、2月より供用開始します。
写真は1月中旬に撮影したものです。



▲外観



▲内観

復興 だより

No. 27

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更(案)の縦覧を行います

- 地区 花湊浜地区
 - とき 2月10日(火)～2月23日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日含む)
 - ところ 役場一階受付ロビー
- この案について意見のある方は3月9日(月)までに県知事に意見書を提出することができます。
*お問い合わせは、復興整備課まで ☎357-7455

被災市街地復興土地区画整理事業地区内の地区計画(素案)の縦覧を行います

- 地区 花湊浜地区
 - とき 2月24日(火)～3月9日(月) 午前8時30分～午後5時15分
 - ところ 役場一階受付ロビー
- この案について意見のある方は3月16日(月)までに町長に意見書を提出することができます
*お問い合わせは、復興整備課まで ☎357-7455

災害公営住宅を建築しています

松ヶ浜地区、菖蒲田浜地区、花湊浜地区、吉田浜地区、代ヶ崎浜地区で災害公営住宅の建築工事を行っています。写真は1月初旬に撮影したものです。



▲松ヶ浜地区



▲菖蒲田浜地区



▲花湊浜地区



▲吉田浜地区



▲代ヶ崎浜地区

地区	戸数	建築完了予定
松ヶ浜	32	平成27年3月
菖蒲田浜	100	平成27年9月
花湊浜	50	平成27年10月
吉田浜	6	平成27年3月
代ヶ崎浜	24	平成27年11月
計	212	

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

住宅再建をされた方、補助申請はお済みですか？

町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に復興推進課までお問い合わせください。なお、被災者生活再建支援制度の加算支援金(建設・購入 200 万円)を受給された方も申請できます。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、住宅等の 嵩上げ補助	400万円	津波浸水区域で被災し、 災害危険区域を除く津波 浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め 工事、ジャッキアップ工事等 に要する費用で、平成23年3 月11日以降に行った工事が 対象となり、400万円を上 限として工事費の1/2を補 助します。
住居の移転費用 (引越し代等)の補助 ※1	78万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、 町内に再建される方 ※2	78万円を上限として移転 費用(引越し代、転居通知に 係る費用、従前地にある庭 石や物置の移転費用、井戸 の埋め戻し費用等)を助成 します。
住宅ローン 利子補給補助	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、 町が整備する高台住宅団地 以外の町内に住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関 から借入れた資金(住宅ロー ン)の利子相当額について、 住宅及び土地を購入の場合 500万円、住宅のみ(土地 借地など)の場合400万円 を上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 100万円	災害危険区域を除く、津 波浸水区域で被災した住宅 の罹災判定が全壊・大規模 半壊・半壊で住宅を修繕さ れた方 ※3	修繕のために金融機関 から借入れた資金(住宅ロー ン)の利子相当額について、 最大200万円を上限に補 助します。または、修繕に 要した費用の2分の1の額 で最大100万円を上限に 補助します。
住宅再建補助	100万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、 町内に再建される方	住宅の再建(建設・購入)に 関する費用の2分の1の額 で最大100万円を上限に 補助します。
【新設】 高台住宅団地外構 工事補助	50万円	町が整備する高台住宅団 地に防災集団移転促進事業 により再建する方	再建する住宅の外構工事 に関する費用の2分の1の 額で最大50万円を上限に 補助します。

※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(ただし、国都交通大臣同意後の移転が対象)

※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。

※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除きます。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

消費税引き上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置「住まいの復興給付金制度」について

東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修(※)し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることが出来る制度です。

制度の内容、申請対象、申請書類等は、ホームページまたはコールセンターでご確認ください。

※補修の申請の際は、補修前後の写真が必要になります。

*お問合せ先は、住まいの復興給付金事務局まで

コールセンター(有料) ☎0570-200-246(受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝日を含む)

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

※住まいの復興給付金の申請に添付する罹災証明書に関するお問い合わせは、役場税務課固定資産税係までお願いいたします。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで ☎357-7451

復興災害情報

東日本大震災による被災情報 (平成27年1月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
 - 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
計 108名
 - 七ヶ浜町民の安否不明者 2名
- *お問い合わせは、防災対策室まで
☎7437

応急仮設住宅等入居者情報

応急仮設住宅

- (平成27年1月1日現在)
1. 第1スポーツ広場(136戸)
314名
 2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(92戸)
210名
 3. 生涯学習センター前(65戸)
136名
 4. 湊浜旧町営住宅跡地(14戸)
38名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(13戸)
25名
6. 社会福祉協議会事務所下(11戸)
26名
計331戸

民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県の決定分)

- 154世帯 451名
(内、町外での罹災者 22世帯56名)

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

●義援金(12月31日現在 1,506件)
112,699,828円

内配分済額(12月31日現在)

106,513,000円

配分後義援金額

6,186,828円

●一般寄附金(復興支援)

(12月31日現在 486件)

320,727,888円

義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれかの専用口座に直接、振込等により入金してください。

- (1) 銀行支店名
七十七銀行七ヶ浜支店

●口座種別及び番号

普通預金 9000887

●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範

- (2) 銀行名

ゆうちょ銀行

●口座記号番号

02200・6・123番

●口座名義

七ヶ浜町災害義援金

一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものですが、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス zaisei@hichigahama.com までお問い合わせください。

ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な行政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることに

なり、地方公共団体に対する支援となります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

*お問い合わせは、財政課財政係まで

☎2115

被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災当時に居住していた家屋が、「災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

【基礎支援金の申請期間がさらに延長されました】

※基礎支援金の申請期限は平成27年4月10日までとなっていました。が、さらに1年間延長され、平成28年4月10日までとなりました。

●基礎支援金の申請期限
平成28年4月10日まで

【加算支援金の申請期間が4年間延長されました】

●加算支援金の申請期限
平成30年4月10日まで

※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

上下水道

『上・下水道』震災復興工事が始まりました

町水道事業所において、町内の津波浸水区域内で現在使用していない上・下水道管の撤去や入替工事を平成26年度から平成28年度までの3ヶ年の予定で実施いたします。

つきましては、上・下水道管撤去の際に個人の土地に布設されて使用していない上・下水道管やメーター等の宅内装置を同時に撤去したいと考えています。

該当する方々には、町水道事業所から郵送にてお知らせいたしますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、上・下水道を今後使用しない場合、新たに使用したい場合などで、

ご不明な点がありましたら、町水道事業所へご確認ください。

*お問い合わせは、水道事業所

上水道係 ☎7456

下水道係まで ☎7457

上下水道使用開始は届け出を

震災により住宅をリフォームし、再び上下水道を使用できるようになった時は、事前に届け出が必要で、届け出を忘れてしまうと遡って上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

・食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。

・洗剤は、使いすぎないようにしましょう。

・お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。

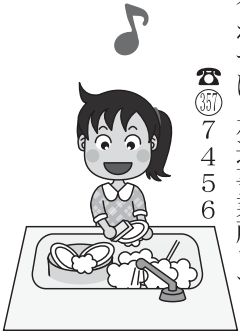
・水道の蛇口は、こまめに閉めましょう。

・紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましょう。

小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎7456



七ヶ浜町における放射線量等の調査状況

①空間放射線モニタリング状況
(1)役場駐車場

測定月日	1月14日
天候	晴
測定時間	午前8時3分
測定結果 地上1m	0.04
測定結果 地上0.5m	0.04

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前8時40分	校庭	0.05	0.05
2	松ヶ浜小学校	午前9時30分	校庭	0.04	0.05
3	汐見小学校	午前10時25分	校庭	0.05	0.05
4	七ヶ浜中学校	午前9時00分	校庭	0.05	0.05
5	向洋中学校	午前10時45分	校庭	0.04	0.05
6	遠山保育所	午後1時5分	園庭	0.03	0.03
7	和光幼稚園	午前9時20分	園庭	0.05	0.06
8	松ヶ浜幼稚園	午前10時00分	園庭	0.06	0.05
9	遠山幼稚園	午前10時55分	園庭	0.06	0.06
10	汐見台幼稚園	午前10時15分	園庭	0.06	0.07
11	第二柏幼稚園	午前11時20分	園庭	0.07	0.07

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで ☎7454

食品の放射能測定器を設置しています。

●対象者 七ヶ浜町民

●測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、販売品や販売目的のものは対象外です。

●測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。

●測定料金 無料

※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。

※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報を除く)

※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで

☎357-7454



お知らせ

2月の納税 (納期限3月2日)

今月は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の第8期で、納期限は3月2日(月)です。
納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が増算されます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

町税の納め忘れはありませんか

平成26年度町税の納期限が過ぎました。納付書をもう一度確認し、お早めに納付してください。納期限が過ぎても一定期間を経過しても未納が続きますと、本税に加えて督促手数料と延滞金も納付していただくこととなりますのでご注意ください。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

所得申告(所得税確定申告・住民税申告)に算入できる町税等の確認のお知らせ

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除になり、固定資産税や軽自動車税は、事業用の経費(租税公課)になる場合があります。口座振替納付の方は、所得申告の際に、次の要領で所得控除や事業用所得の経費として算入する分の支払額を確認してください。

原則として、その年に支払った税金等が、所得控除や経費に算入できる場合があります。

例えば、国民健康保険税ですと、納期限日ごとの支払いの場合、平成26年中の支払い分(前年度7期分から今年度6期分まで)が算入できます(今年度7~9期分は翌年の申告時)。また、本来なら平成26年以前に支払うべきものを、平成26年中に支払っている場合は、その分も算入できます。なお、平成26年中に支払うべきものを翌年以降に支払う場合は、支払いをした年分の申告時の算入となり、平成26年分への算入はできません。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎7452

事業主の皆様へ 平成25年度から特別徴収義務者の一斉指定を開始しました

町では、平成25年度から宮城県で定められたガイドラインに沿って給与所得者の特別徴収(給与天引き)を推進しています。

「特別徴収」とは、地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員

の方の住民税(個人の県民税および町民税)を毎月の給与から引き去り(天引き)により代わって納入していただくものです。

普通徴収(個人で納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため1回あたりの納付額が少なくなることや、従業員自らが金融機関等へ出向いて納税する手間が省かれるため、納税義務者の利便性が向上することなどがあげられます。

原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、不定期雇用でない限り特別徴収をしていただくこととなります。

具体的には、平成27年5月31日までに特別徴収義務者として指定させていただき、別途、通知申し上げますのでよろしくお願いたします。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎7452

税務証明書申請の際のお願い

税務証明書の申請は、原則としてご本人でないとは証明書を発行できません。

また、税務証明書発行には身分証明書が必要で、官公署発行の写真付き身分証明書は1点、それ以外は2点以上が必要になります。

ご本人以外の方が代理申請をする場合は、たとえばご家族の方であっても委任状をお持ちください。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎7452

暮らしの相談、お待ちしております

■行政相談
行政(国・県・町)に関する相談
相談委員
星 初枝(菫) ☎2426
瀬戸 源市(東) ☎8549

■人権相談
人権問題に関する相談
相談委員
星 徳光(菫) 伊藤 せい子(代)
村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)
引地 淑子(花)
仙台法務局塩釜支局 ☎2338

■生活相談
生活上の心配事に関する相談
相談委員
※行政・人権・生活相談は次のとおり
とき 2月10日(火)、3月10日(火)
午前10時~午後3時

■無料法律相談(弁護士が相談に応じます)
とき 2月12日(木)
午後1時30分~4時30分(二人30分)
水道庁舎2階

■消費生活相談
消費生活や多重債務に関する相談
相談委員
村上 妙子(境)
とき 2月2日、5日、9日、12日、16日、19日、26日、3月2日、5日、9日
午前9時~午後5時
役場相談室

■身体障害者相談
お問い合せは産業課まで ☎7443
障害の悩みや社会保障制度の相談
相談委員
鈴木 勲(菫) ☎2461
川村 矩子(遠) ☎2224
星 好男(東) ☎1394

■知的障害者相談
高橋 洋子(汐南) ☎2351

「写真付き住基カード」を ご存じですか？

●「住基カード」とは
正式名称を「住民基本台帳カード」といい、住所地の市区町村が希望者に交付しているICカードのことです。種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の二種類があります。

特に「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として様々な場面でご利用できます。

住民票の写しなどの交付請求時や銀行口座の新規開設時、高齢者の運転免許証返納後の本人確認書類としてもお使いいただけます。

●「住基カード」を使った便利なサービス

「住基カード」で、ウェブサイトを利用して行政機関等への届出ができるオンラインサービスを利用することができます。

代表的なものでは、住基カード発行申し込みと同時に、公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けると、自宅のパソコンなどからインターネットを通じて所得税の電子申告「e-tax（イータックス）」をすることができます。

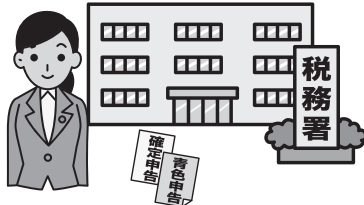
なお、「写真付き住基カード」をご希望の方は申請時に縦45mm×横35mmの証明書用顔写真が1枚必要になります。

また、住基カードの発行には、申請から約2週間かかりますので、ご注意ください。

*お問い合わせは、町民課戸籍住民係まで
☎357-7445

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。



このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。

確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となります。また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。（その際にはご家族分の証明書も一緒

に添付する必要があります）
税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一時にも心強い味方です。そのために保険料は納め忘れないようにきちんと納めましょう。

*お問い合わせは、仙台東年金事務所
国民年金課まで
☎357-6111

税理士による無料税金相談

東北税理士会塩釜支部では、「税理士記念日」にちなみ、次のとおり税理士による無料の税金相談を行います。所得税や相続税・贈与税のなど、税の専門家が無料で相談に応じます。

●とき 2月21日（土）
午前10時30分～午後3時
●ところ 塩釜市公民館 第二会議室（塩釜市東玉川町9-1）

*お問い合わせは、東北税理士会塩釜支部まで
☎357-2733

平成26年度分消費税確定申告 に関するお知らせ

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%です。

平成26年度分（平成26年4月1日を含む課税期間）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

*消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

*お問い合わせは、塩釜税務署まで
☎357-2151

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111	産業課(水産商工係) ☎357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎357-7453	アクアゆめクラブ ☎357-7920
議会事務局 ☎357-7435	(農政係) ☎357-7444	環境生活課 ☎357-7454	町民プール ☎357-5031
総務課 ☎357-7436	町民課(戸籍住民係) ☎357-7445	子育て支援センター ☎362-7731	給食センター ☎361-5911
防災対策室 ☎357-7437	(国保年金係) ☎357-7446	水道事業所(上水道係) ☎357-7456	遠山保育所 ☎366-0444
財政課(財政係) ☎357-2115	地域包括支援センター ☎357-7447	(下水道係) ☎357-7457	まつぼっくり広場 ☎366-6141
(管財係) ☎357-7438	健康増進課(高齢者福祉係) ☎357-7448	(施設係) ☎357-7458	あさひ園 ☎357-4796
政策課 ☎357-2117	(保健指導係) ☎357-7448	生涯学習センター ☎357-3302	社会福祉協議会 ☎349-7781
復興推進課 ☎357-7439	地域福祉課 ☎357-7449	老人福祉センター「浜風」 ☎357-4976	シルバー人材センター ☎357-6039
復興整備課 ☎357-7455	会計課 ☎357-7450	歴史資料館 ☎365-5567	七ヶ浜交番 ☎357-2216
教育総務課 ☎357-7440	税務課(固定資産税係) ☎357-7451	七ヶ浜国際村 ☎357-5931	七ヶ浜消防署 ☎357-4349
建設課(管理係) ☎357-7441	(住民税係) ☎357-7452	アクアリーナ ☎357-7890	防災無線確認番号 ☎349-6016
(建設係) ☎357-7442			

乳がん検診受診者の皆様へ

平成26年11月より実施している町の乳がん検診で、70歳未満の方についてはマンモグラフィ撮影の後に、視触診及びフィルム読影を受診する必要があります。

例年、視触診を受けずにマンモグラフィ撮影のみという方が見受けられます。撮影のみの場合は検診結果を出す事ができません。併せて、撮影実費分として4,277円をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、視触診及びフィルム読影の医療機関での受付は平成27年2月20日(金)までとなっておりますので、まだ受診されていない方はお早めに受診してください。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎357-7448

お子さんの予防接種を忘れていませんか？

■麻しん風しん混合ワクチン(MRWワクチン)未接種の方へ

麻しんと風しんの2種類の感染症に対する免疫をつける予防接種ワクチンです。

(MRI期)

●対象者 生後1歳から2歳に至るまでの方

●公費接種対象期間 2歳の誕生日前日まで

(MRI期)

●対象者 小学校就学前の方(幼稚園、保育所等の年長児の方)

●公費接種対象期間 平成27年3月31日まで

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費の一部公費負担について

平成26年10月より高齢者肺炎球菌予防接種が定期予防接種になりました。

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。日本人の約3～5%の高齢者では、鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何かのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。今回の定期予防接種で使用されるワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)は、肺炎球菌93種類のうち23種類に効果があります。

●平成26年度の定期接種の対象

①下記の年齢に該当する方

	生 年 月 日	通知等
65歳となる方	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生	対象の方には、通知と予診票を送付しています。
70歳となる方	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生	
75歳となる方	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生	接種希望の方は、下記お問い合わせ先に連絡をお願い致します。
80歳となる方	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生	
85歳となる方	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生	※町の75歳以上の方で、同ワクチンを5年以内に接種された方の強い副反応を防ぐ為、必ず、過去の同予防接種記録をご確認ください。
90歳となる方	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生	
95歳となる方	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生	
100歳となる方	大正3年4月2日生～大正4年4月1日生	
101歳以上の方	大正3年4月1日以前の生まれの方	

②60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方(医師の診断書または、身体障害者福祉手帳の写し等が必要となります)

※ただし、これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある方は、定期予防接種の対象とはなりません。

●実施期間 平成26年10月～27年3月31日まで

●自己負担額 5,500円(医療機関窓口にお支払いください。)
※接種費用の一部を町が負担します。

●その他 ①生活保護の方は、無料で接種が受けられます。
接種の際は、予診票と生活保護受給者証を医療機関にご持参ください。
②公費負担が受けられるのは、実施機関中、一人につき1回限りです。



お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

■二種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）未接種の方へ

二種混合ワクチンは、ジフテリアと破傷風の2種類の感染症に対する免疫をつける予防接種です。

乳幼児期に三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）予防接種でついた基礎免疫の低下を補い、有効性を持続させる為に予防接種法で定められています。（※毎年小学6年生の方に書類を郵送しています。）

●公費接種対象期間 11～13歳の誕生日前日まで

■水痘予防接種『特別措置』未接種の方へ

平成26年10月1日より、水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期予防接種に導入された為、26年度のみ特別措置があります。（対象者には、予防票等を送付しています。）

●対象者 3歳～5歳の誕生日前日まで（特別措置は、平成27年3月31日まで）

※但し、「水痘の任意接種を1回以上接種している」または「水痘に罹ったことがある」場合は特別措置対象外となります。

右記、予防接種対象者で、まだ接種していない場合は、早めの接種をお勧めします。予防票等がお手元にならない方は、健康増進課 保健指導係までご連絡ください。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

こころの相談

イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、一人で抱え込まずに相談してみませんか。震災後の心の健康に関する相談もお受けします。

なお、相談には精神科医師が応じます。事前に予約が必要ですので、下記までご連絡願います。

●とき 平成27年2月12日（木）午後1時30分～午後4時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

お気軽にご参加ください！
各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1～3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午
※要害地区のみ午前9時45分から

*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで
☎7447

心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいますか？ご家族の皆さん、悩んでいるのは

自分たちだけではありませんよ。家族会では、心の病等に関する勉強会や懇談などを行っています。ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡ください。

●とき 平成27年2月26日（木）午後1時30分～午後3時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター

●内容 勉強会、懇談会

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

仮設住宅における介護予防教室 2月の日程		
湊浜仮設住宅	14日、28日(土)	湊浜仮設住宅集会所
花菖蒲の会	7日、21日(土) 25日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所
みんなの運動教室	12日、26日(木)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所

各地区介護予防教室 2月の日程(場所：各地区公民分館等)					
湊)ひまわりの会	4日、18日(水)	湊浜公民分館	要)さわやか にぎにぎクラブ	9日、23日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	5日、19日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜楽会	3日、17日、 24日(火)	境山公民分館
花)はなぶし まじゃらいん会	12日、26日(木)	国際村セミナー室	遠)かぶとむしの会	13日、27日(金)	遠山公民分館
吉)さくらの会	2日、16日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	6日、20日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	18日、25日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい 南クラブ	6日、20日(金)	汐見台南第1集会所
東)すこやか明神会	4日、18日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来会	5日、19日(木)	亦楽公民分館

生活保護の相談について

宮城県仙台台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。
 ●とき 毎月第2及び第4水曜日
 午前10時～午後3時
 ●ところ 地域福祉課窓口
 ※相談希望の方は、あらかじめ電話にて予約をお取りください。

*お問い合わせは、地域福祉課まで
 ☎ 367-7449

3月1日(日)から3月7日(土)まで全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

まだまだ家庭や職場ではストーブ等の暖房器具を使用する機会が多く、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。また、火の原因で毎年のように上位を占める、放火・放火の疑いによる火災があとを絶えません。住宅周囲の整理整頓、車両車庫等の放火されない環境づくりにご協力をお願いいたします。

■住宅防火 いのちを守る

- ① 寝たばこは絶対しない。
- ② ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤ 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ⑥ 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑦ お年寄りや身体の不自由な人を守る

ために、隣近所の協力体制をつくる。

※消防署では随時、町内会や事業所等を訪れ防災訓練や防火防災に関する防火座談会を実施しています。お気軽にお申込みください。

*各消防署または消防本部予防課指導係まで

- 消防本部予防課指導係 ☎ 361-1617
- 塩釜消防署 ☎ 360-1634
- 多賀城消防署 ☎ 364-2177
- 松島消防署 ☎ 354-2277
- 七ヶ浜消防署 ☎ 357-2344
- 利府消防署 ☎ 356-2541

塩釜地区消防事務組合ではイメージアップを図り、地域住民に親しまれる「消防」をめざし、防火・防災の普及啓発を効果的に実施することを目指し、マスコットキャラクターを作成しました。皆様、よろしく願います。

● 名前 塩防くん(読みは「しおぼうくん」)



子育て支援センターだより

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。おじいちゃん、おばあちゃん、地域の方々も気軽に遊びに来てくださいね。

- とき 平日午前9時～午後4時まで
 ※都合により変更する場合があります。
- ところ 子育て支援センター

◆一時保育の案内◆

遠山保育所内かきのみ組で1歳以上就学前児童の一時保育を行っております。急用等でお子さんの保育に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用して下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせください。

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 2月4日(水) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆なかよし day に参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 2月5日(木)・19日(木)
 午前10時～11時
- ところ 遠山保育所かきのみ組集合
- 人数 1日5組(要予約)

◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶してください。

- とき 2月13日(金) 午前10時～12時
- ところ 子育て支援センター

◆あそぼ・あそぼ◆

「お雛様作り」です。親子で手作りしたお雛さまで女の子の節句をお祝しませんか。

- とき 2月27日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 2月24日(火)

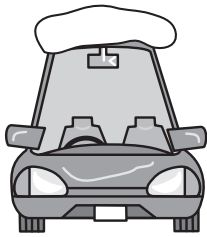


お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

町道の除雪・融雪作業にご協力ください

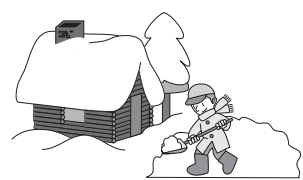
冬季間の交通安全確保のため除雪・融雪作業を実施します。
除雪・融雪作業を円滑に行うために住民の皆様のご協力が必要です。次のことにご協力ください。

- ・路上に車や物は絶対に置かない
- ・路上駐車やのみ出し駐車、バイク、自転車の放置は除雪・融雪作業の妨げとなり、多くの方のご迷惑となりますので絶対にやめましょう。



敷地内から路上に雪をださない
・自宅敷地内の雪を路上に雪だしすると、スリップ事故の原因になりますので敷地内で処理してください。

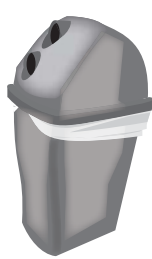
玄関先の雪は各自で
・除雪作業により、玄関先が雪でふさがりご迷惑をおかけしますが、各自で除雪していただきますようお願いいたします。



*お問い合わせは、建設課まで
☎ 7441

容器入り飲料を販売される方へ

七ヶ浜町環境美化の促進に関する条例により、缶、瓶等の容器に入った飲料を販売する小売業の方は、その容器の散乱防止のために、消費者に対して啓発を行うとともに、販売場所にて空き缶等回収容器を設置し、適正に管理することで環境美化に努めていただくように、ご協力をお願いいたします。



*お問い合わせは、環境生活課まで
☎ 7454

文化財関係の確認を願います

町内で建物の新築や建替えなどを計画されている方は、予定地が埋蔵文化財（遺跡や貝塚など）、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要となります。

工事予定地が指定地内の場合、文化財関係の書類提出や現地調査などが事前に必要になりますので、お早め歴史資料館へご確認ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで
☎ 5567



「子ども医療費助成」の対象年齢を拡大します

平成 27 年 4 月 1 日診療分より、入通院ともに対象年齢を義務教育修了時(15歳に達する年度末)までに、町独自に拡大します。

従来	改正後
0歳～12歳年度末 (小学校卒業時)	0歳～15歳年度末 (義務教育修了時)



この制度を利用するにあたり、現在、中学校1、2年生の方は、申請書の提出が必要になります。(申請書は対象の方に送付します。)

- 受付期間 平成 27 年 2 月 2 日(月)～平成 27 年 2 月 27 日(金)
- 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(※土日祝日を除く)
- 提出物 登録申請書、加入医療保険者証の写し
- 提出先 地域福祉課

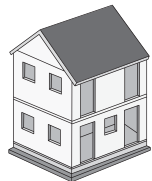
※現在、子ども医療費助成を受けている方に関しては、申請の必要はございません。
※受給者証の発送は 3 月下旬を予定しております。なお、小学校 6 年生のお子様で子ども医療費助成制度を受給している方は、有効期限が平成 27 年 3 月 31 日と印字されているため、今回、有効期限を延長した(平成 27 年 9 月 30 日まで)新しい受給者証を発送します。

お問い合わせは、地域福祉課社会福祉係まで 357-7449

住宅再建支援事業(二重ローン対策)のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る 5 年間の利子相当額(上限 50 万円)を補助します。
詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで
☎ 3256



東北歴史博物館 催事情報

■特別展 東日本大震災復興祈念「みちのくの観音さま・人に寄り添うみほとけ」
東北各地の観音菩薩像や文化財などから、東北の観音信仰の実像を探り、ふるさと東北の「文化力」に迫ります。

- 期間 1月24日(土)～3月12日(木)
- 開館時間 午前9時30分～午後5時(発券は午後4時30分まで)
- 休館日 月曜日
- 観覧料 一般1,000円(800円)、シルバー900円(720円)、高校生500円(400円)、小・中学生300円(240円)

※()内は団体料金。本展に限り、3名様以上で団体料金を適用。
※シルバーは昭和25年12月31日以前生まれの方。
※この料金で常設展示も観覧可能。

■体験イベント「冬も元気にはくぶつかん!2015」

「昔の衣装で変身!」「木の皮でポシエットを作ろう!」など、楽しみながら歴史を学んでいただける11のプログラムを準備しています。

●とき 2月14日(土) 午前9時30分～午後3時30分

●ところ 東北歴史博物館

●その他 「勾玉作り」のみ材料費(300円)がかかります。

*お問い合わせは、東北歴史博物館まで
☎0106

第1回世界空道ジュニア選手権大会で優勝

七ヶ浜中の遠藤春翔君(吉)が昨年11月に東京で行われた第1回空道ジュニア選手権大会で見事優勝し、世界チャンピオンとなりました。



*お問い合わせは、総務課まで

☎7436



平成27年度七ヶ浜町臨時職員募集のお知らせ

■臨時職員(雇用期間、平成27年4月1日～9月30日※1回に限り更新する場合有)

●職種 特別支援教育支援員

●勤務時間 週37時間30分

●時給 750円

●募集人数 若干名

●要資格等 無

●勤務場所 町内各小中学校

●面接日程 平成27年3月中の指定する日時

●申込期間 2月20日(金)午後5時まで(郵送は20日午後5時必着です)

※詳しくは、2月2日(月)から役場受付にて配布しております募集要項をご覧ください。

※募集内容等は変更になる可能性があります。

※次の臨時職員の登録も開始します。看護師、准看護師、歯科衛生士、栄養士、事務補助員

*お問い合わせは、総務課まで

☎7436

海岸保全基本計画の変更(案)に関する説明会及び意見募集

宮城県では東日本大震災の被害等を踏まえ、今後の海岸保全の基本方針と施策について示す「海岸保全基本計画」の変更を検討しておりますので、あなたのご意見をお寄せください。

【仙台湾沿岸海岸保全基本計画】

●とき 2月10日(火)午後1時30分～

●ところ 県庁みやぎ広報室

※資料の公表・意見募集は、県庁・各市町情報公開コーナー、ホームページ等で2月27日(金)まで行います。

*お問い合わせは、県河川課まで

☎3177

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/>

臨床検査技師の募集

公益社団法人宮城県塩釜医師会では、臨床検査技師を募集しております。

●勤務先 塩釜市錦町7-10(臨床検査センター)

●資格要件 臨床検査技師の免許を有する方、又は本年3月卒業見込みの方

●募集人員 若干名

●申込期限 随時募集

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

公益社団法人 宮城県塩釜医師会
HP URL

<http://www.shiogama-med.or.jp>
(臨床検査センター)

*お問い合わせは、宮城県塩釜医師会まで
☎3301

東日本大震災追悼式のご案内

東日本大震災より4年が過ぎようとしております。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

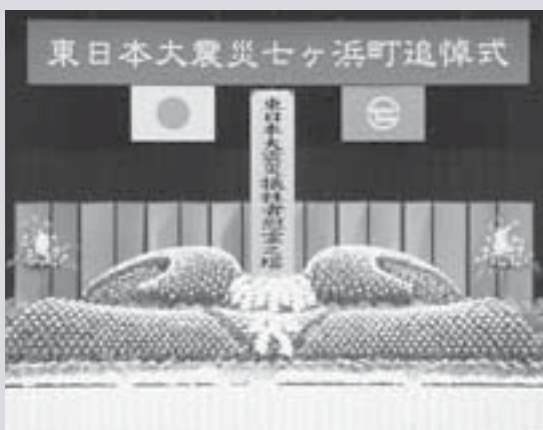
この度、大震災によりお亡くなりになられました皆様を追悼するため、次のとおり追悼式を行います。

●とき 平成27年3月11日(水) 午後2時45分から

●ところ 七ヶ浜国際村ホール

●追悼の対象となる方々

- ・町内外で被災し亡くなられた町民の方
- ・町内で被災し亡くなられた町民以外の方
- ・行方不明者の方



お問い合わせは、総務課まで

☎7436



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。

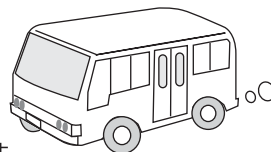


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
2/3	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
4	1歳児健康相談	〃	9:45～10:00	H26.1.1～2.28 出生児
5	BCG接種	〃	13:00～13:30	H26.6.7～9.5 出生児
17	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
18	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H23.8.1～8.31 出生児
19	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H25.7.1～7.30 出生児
3/3	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
4	2歳6か月児健康相談	〃	9:45～10:00	H24.9.1～10.31 出生児

老人福祉センター

浜風

利用者 バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表（休館日を除く火～金に送迎を行います）

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:29	代ヶ崎浜字影田	9:30	湊浜2丁目バス停
9:30	眼鏡橋バス停	9:32	松ヶ浜入口バス停
9:34	東宮浜公民分館	9:37	松ヶ浜小学校
9:37	要害バス停	9:45	花淵浜割山バス停
9:40	境山七ヶ浜造園前	9:53	七ヶ浜中学校仮設住宅前
9:42	遠山公民分館	*お問い合わせは、 老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976	
9:47	汐見台3丁目		
9:52	汐見台6丁目		

飼えなくなった犬や猫の引取日

●とき 2月12日（木）、26日（木）
午前9時30分～午前11時

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。

●とき：2月22日（日） 8時～10時

●ところ：七ヶ浜町役場前駐車場



お問合せは、七の市開催実行委員会事務局まで 多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎ 357-3912

休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

2/1 目黒歯科医院	塩釜市宮町1-9	☎ 362-0633
8 熊谷歯科口腔外科クリニック	塩釜市佐浦町13-22	☎ 366-4712
11 杉山歯科医院	多賀城市大代5-2-1	☎ 364-6478
15 こう歯科クリニック	多賀城市下馬2-8-5	☎ 362-5213
22 西村歯科医院	松島町磯崎字磯崎105-3	☎ 353-4092
3/1 わかば歯科クリニック	利府町加瀬字石切場1-1ヨークタウン利府野中内	☎ 767-5679
8 みや歯科クリニック	塩釜市海岸通10-1 三晴ビル2F	☎ 361-5810

1月1日現在の人口（前月比） ※外国人含む

世帯数	6,498 (-5)	転入	53
男	9,664 (-1)	転出	34
女	9,784 (2)	出生	5
計	19,448 (1)	死亡	23

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

Shichigahama kokusaimura international days 2015

Brazil

太陽のように眩しく熱いラテンの魅力を全身で浴びる3日間。2015年のGWは、“来場者が元気になる”ブラジルのイベントを展開します。

七ヶ浜国際村インターナショナルデイズ2015

「ブラジル」

2015年5月3日(祝・日)～5日(祝・火)

【開催時間】10:00～16:00 入場無料(公演・体験などは一部有料)

主なプログラム サンバダンスチームによる舞台公演、サンバダンスワークショップ、ブラジル屋台料理、ブラジルの民芸品などの販売、各種展示、各種ワークショップ、クイズラリー
※諸般の事情により一部変更になる場合があります。

©Pedro Kirilos Riotur



©Alexandre Macieira Riotur



©Raphael David Riotur



©Alexandre Macieira Riotur

お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで ☎357-5931

水道事業所では災害時の教訓を忘れません！

七ヶ浜町水道事業所では、災害時に備え応急給水コンテナを5基購入し、11月には組立方法や給水活動のデモンストレーションを行いました。

- 水道事業所では東日本大震災の教訓を踏まえ、応急給水コンテナを配備することにより、災害時速やかに安全な飲料水を提供できるよう訓練を行っております。
- 応急給水コンテナとは、縦・横・奥行約1mの容量1.0㎡の組立式タンクと4つの蛇口からなる機材で、大規模災害や漏水等の事故発生による断水時には、この機材を利用して住民の皆様へ飲料水を提供することができます。



お問い合わせは、水道事業所施設係まで ☎357-7458

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- とき 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- ところ 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎357-7439 復興推進課)



環境に優しい大豆油インキを使用しています